

## 第3章 基本的な考え方

## 1 基本理念

スポーツは、一人ひとりの健康や活力はもちろん、感動や喜びなど、人生の楽しみや生きがいとして欠かせないものです。また、スポーツを通じて出会った人たちと一緒に盛り上がり悲しんだり、みんなで気持ちを共有することで交流が生まれ、一体感や連帯感につながる効果が期待されます。

スポーツはさらに、産業、経済、文化、教育、福祉など、多種多様な分野にも大きな影響を及ぼし、私たちの暮らしのあらゆる場面で大きな力を発揮するものです。

本市では、前計画に基づき、市民が「いつでも」「どこでも」「誰もが」スポーツを楽しみ、心身の健全な発達や体力の保持増進による健康づくりの充実を図るため、各種施策に取り組んできました。

引き続き、すべての市民が心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるよう、スポーツを通じたまちづくり「スポーツタウン尾道」の取組を進めてまいります。

さらに、社会を取り巻く環境が急速に変化している中、持続可能な世界を実現するためのSDGsの達成について「スポーツの力が貢献する」と言われています。今後、「スポーツタウン尾道」の施策を実践していく中で、SDGsへの貢献を意識しながら進めてまいります。

### 基本理念

### スポーツタウン尾道

### キャッチフレーズ

～スポーツ無限大おのみち～

ロゴマーク



スポーツが持つ大きな力や可能性を無限大で表し、SDGsのテーマカラーで表現したもので、本市は今後、スポーツの力で積極的にSDGsの達成に貢献していくといったメッセージが込められています。

## 2 基本方針

基本理念「スポーツタウン尾道～スポーツ無限大おのみち～」の実現に向けて、国の第3期スポーツ基本計画を参酌するとともに、前章の本市のスポーツ推進に関する課題などを踏まえ、次の5つの基本方針を定めます。

また、基本方針ごとに目標の達成が期待されるSDGsを示します。

### ■国の第3期スポーツ基本計画に示す今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

1 多様な主体におけるスポーツ機会創出	7 スポーツによる地域創生、まちづくり
2 スポーツ界におけるDX※の推進	8 スポーツを通じた共生社会の実現
3 国際競技力の向上	9 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
4 スポーツの国際交流・協力	10 スポーツ推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」
5 スポーツによる健康増進	11 スポーツを実施する者の安全・安心の確保
6 スポーツの成長産業化	12 スポーツ・インテグリティの確保

基本方針1

スポーツによる健康増進 ～スポーツ・イン・ライフの推進～

健康で活力ある社会に向けて、ライフステージや個人の状況などに応じた施策や取組の方向性を示し、市民がスポーツに親しみ、スポーツが生活の一部となることを目指します。



基本方針2

子供達のスポーツの充実 ～未来を担う子供達のために～

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための基盤として、子供のスポーツ活動を推進します。

遊びを通じた体づくり、スポーツの重要性や効果の啓発、各種体験機会の充実などを通してスポーツを好きになることにより、スポーツの習慣化を目指します。



### 基本方針3

## スポーツを通じた共生社会の実現

～ともにスポーツを楽しめる環境づくり～

インクルーシブスポーツの普及促進などにより、性別、年齢、障害の有無、国籍などを問わず、誰もがスポーツを通じて相互理解を深め、多様性が尊重される共生社会の実現を目指します。

また、スポーツの安全性・公平性・公正性を確保し、ハラスメントの根絶を目指します。



### 基本方針4

## スポーツによるまちづくり ～誇れるまち『尾道』を目指して～

スポーツには人を惹きつける力、喜びや感動をともに分かち合い人と人をつなげる力があります。スポーツでの交流や一体感の醸成による地域の活性化、スポーツツーリズムの推進による地域経済への波及効果など、スポーツによるまちづくりにより誇れるまち『尾道』を目指します。



### 基本方針5

## スポーツ施設の充実 ～誰もが利用しやすい施設に向けて～

計画的な施設・設備の整備や効率的な管理運営を進め、誰もが安全・安心・快適に利用できる環境の構築を目指します。



第2期尾道市スポーツ推進計画施策体系

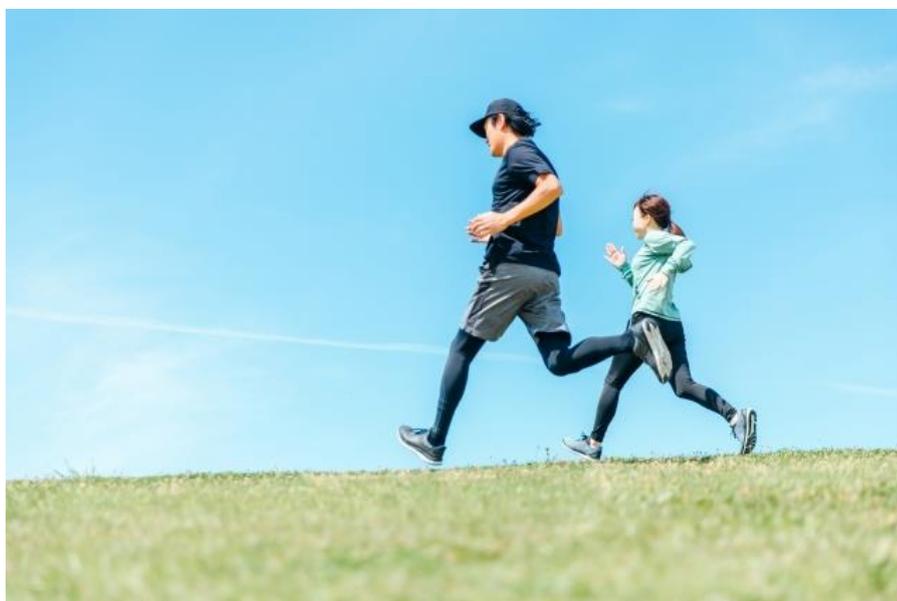


## 第4章 計画推進のための具体的な施策

施策の基本的方向

(1) 生涯にわたりスポーツを楽しむという意識の醸成

- 「する」「みる」「ささえる」など様々な形でスポーツに取り組む機運の醸成を図るため、広報おのみちなど多様な方法、スポーツイベントなど、機会をとらえて、スポーツの力や意義を市民に広く周知していきます。
- スポーツをしていない人、無関心層がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツを始めるきっかけにつながるよう、地域産業や美容など幅広い分野と連携した体験型イベントなどを検討・実施していきます。
- 各自の体力への関心を高め、健康増進やスポーツの習慣化につなげるため、市民を対象にした体力測定を実施します。
- スポーツボランティアを増やすため、活動内容や魅力を紹介するとともに、イベントなどの運営に携わる機会を創出し、市民の参加意欲の向上を図ります。



## (2) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりによる健康寿命の延伸

- 胎児期から高齢期に至るまでの生涯を通して、スポーツによる連続的な健康づくりを推進するため、様々な分野や組織が連携して取り組む体制の構築を進めます。
- 医療から連続的な健康づくりが行えるよう、医師が作成する運動処方の情報に基づき、地域のスポーツ教室などで適切・効果的なプログラムが受けられる仕組みづくりを検討します。
- メタボリックシンドローム※や血糖などの数値の改善を図るため、ウォーキングやヨガなど各症状の緩和や改善に資するスポーツを推進していきます。
- スポーツイベントと組み合わせた健診の啓発などにより、健診の受診率の向上、疾病への早期対応やスポーツへの取組機運の醸成を図ります。
- 幼少期から高齢期などのライフステージや、妊婦や介護・認知症予防など対象者の状況に応じた指導者及び活動を支える人材の育成を行っていきます。

## (3) 女性・子育て世代のスポーツの推進

- スポーツ実施率が低い傾向にある女性や、20代から40代までの年代の実施率向上のため、歩くことや階段を利用するなど、日常生活の中で意識して体を動かすことの大切さを周知するとともに、ストレッチなど身近な場所で、短時間で取り組めるスポーツを普及していきます。
- 子育て世代のスポーツの機会充実のため、親子でできるスポーツや子供のスポーツとの同時開催など参加しやすい教室や体験会の開催に努めます。
- 乳幼児、妊婦や産後の母親の健康づくりのため、妊娠期にできる効果的なスポーツや親子でスキンシップを取りながら楽しめる取組などの情報発信に努めます。

## (4) 高齢者のスポーツの支援

- 活動量の低下によるフレイル状態とならないよう、ロコモティブシンドロームの理解を促進し、ラジオ体操など筋力の維持向上やフレイル予防のためのスポーツを推進していきます。
- 高齢者のスポーツの充実や習慣化を図るため、シルバーリハビリ体操や幸齢ウォーキング推進事業プラス10分てくてく運動など、無理なく取り組めるスポーツを推進します。



シルバーリハビリ体操教室

## (5)スポーツへのDXなどの活用

- スポーツ施設に行けない人などのスポーツ体験機会を確保するため、インターネットを利用したリモート指導や動画配信により、スポーツを気軽に楽しめる環境づくりを行います。
- eスポーツは、大きな市場規模や、インクルーシブスポーツとしての役割なども期待されています。こういった特徴を持つeスポーツへの取組を検討していきます。

## (6)頭脳スポーツの普及

- 頭脳スポーツは、囲碁、将棋、トランプなど年齢や性別などに関わらず、誰でも楽しめます。市技の囲碁を中心に、頭脳スポーツを楽しむことができる場の提供や指導者の育成などを通して、脳と心の健康づくりに努めます。

## (7)多様なスポーツ機会の創出

- 市民が自分に合ったスポーツを見つけ、生涯にわたって家族や友達と日常的にスポーツに親しむことができるよう、教室や講習会の充実を図ります。
- マリンスポーツを推進するため、市内で行っているイベントや活動などをホームページやSNSで情報発信するとともに、マリンスポーツ未経験者や初心者を対象にした体験会やきっかけづくりの充実に努めます。



指標項目	対象	現状値 R4 (2022)	目標値 R10 (2028)
健康寿命の延伸	男性	79.20歳※1	現状値以上
	女性	83.93歳※1	現状値以上
週1回以上の スポーツ実施率の向上	一般	41.2%※2	55%
日常生活の中で積極的に体を動かす 人の増加（エレベータを使わずで きるだけ階段を使う人の割合）	成人	30.0%	40%

※1 健康寿命の延伸の現状値はR2（2020）に厚生労働科学研究班の「健康寿命算定プログラム2010-2015年」を用いて市が算出しました。（人口：国勢調査）

※2 令和5年度市民アンケート調査結果



施策の基本的方向

(1) 幼児期のスポーツの推進

- 子供が遊びの中で自発的に楽しく体を動かす習慣が身につくよう、保育士や保育教諭、幼稚園教諭などと連携し、取組内容の検討を行います。

(2) 少年期のスポーツの充実

- スポーツが好きな子供を増やし、スポーツの習慣化につなげるため、体験会やきっかけとなるイベントなどを開催し、スポーツへの興味・関心を高める取組を行います。
- 運動神経がよくなるゴールデンエイジ※期でのスポーツ機会を増やすため、学校体育などと連携した取組を行います。
- 子供の健康な体づくりと体力・運動能力向上のため、保護者などに対して、適切なトレーニングに加えて、栄養バランスのとれた食事や十分な睡眠が重要であることを啓発し、スポーツを通じた食育の推進に取り組みます。

(3) 中学生のスポーツの環境整備

- 今後、中学校においては、少子化にともなう生徒数の減少により、学校単位での部活動の運営は困難な状況になることが予想されます。学校や地域クラブと連携するなど、様々な方法で中学生のスポーツ機会の確保に向けた取組を進めていきます。
- 体力及び競技力の向上を目指すため、子供達のニーズを把握し、地域ごとに異なるスポーツ環境を生かしながら、中学生のスポーツ推進について検討していきます。



(一社)尾道市体育協会 キッズ かけっこ教室

#### (4) 多様なスポーツへのアクセスの確保

- 子供達が好きなスポーツや自分に合ったスポーツを発見する機会が得られるよう、アーバンスポーツや武道など様々なスポーツの体験会を開催します。
- 幼少期から複数のスポーツを経験することで、総合的な運動能力の向上につながり、複数の指導者や仲間と関わることによって調和・適合力が養われます。子供達が複数の種目に取り組める環境について検討していきます。

#### (5) 競技力向上及びアスリートへの支援

- 競技力向上のため、指導者の養成や選手の育成を行う市体育協会や各種競技団体などの取組を支援します。
- 本市ゆかりのアスリートや、競技力の向上を目指す子供達の活動を支援するため、大会などで活躍する姿をSNSなどで広く周知していきます。
- アスリートへの支援のため、全国大会などに出場する個人や団体への奨励制度の充実に努めます。

#### (6) トップアスリートや最先端のスポーツ医・科学に触れる機会の創出

- 子供達がスポーツと楽しくふれあい、スポーツへの向き合い方などを学ぶ機会を創出するため、プロスポーツチームやアスリートなどと連携した取組を進めます。
- スポーツへの興味や意欲向上を図るため、プロ野球公式戦の尾道開催や本拠地球場での観戦などトップアスリートを身近に感じる機会の確保に努めます。
- 適切なスポーツの実践につながるよう、子供達や指導者に最先端のスポーツ医・科学の知見に触れる機会の提供に努めていきます。

#### 成果指標

指標項目	対象	現状値 R4 (2022)	目標値 R10 (2028)
週1回以上の スポーツ実施率の向上※1	小学生	78.0%※2	83%
	中学生	78.2%※2	83%
全国大会などへの 出場者数	小・中学生	128人	150人
	高校生	82人 (R元 170人)	180人

※1 学校での体育の時間を除きます。

※2 小・中学生の週1回以上のスポーツ実施率の現状値は、令和5年度市民アンケート調査の回答者全員を母数とする数値を用いています。

#### 施策の基本的方向

### (1) 障害のある人のスポーツの推進

- 障害のある人の主体的なスポーツへの取組を支援するため、スポーツに対するニーズを把握し、「する」「みる」「ささえる」といった様々な関わり方での活動を推進します。
- 障害の特性を理解した指導者やボランティアの育成に取り組みます。

### (2) 誰もが「ともに」スポーツを楽しめる共生社会の実現

- 性別、年齢、障害の有無、国籍などを問わず、誰もが「ともに」スポーツを楽しめるよう、使いやすくわかりやすい、安全なスポーツ施設の整備、ボッチャなどインクルーシブスポーツの普及に努めます。
- パラスポーツや多様性を認め合う共生社会の考え方について、広く市民に啓発していきます。

### (3) 女性・子育て世代のスポーツの推進（再掲）

- スポーツ実施率が低い傾向にある女性や、20代から40代までの年代の実施率向上のため、歩くことや階段を利用するなど、日常生活の中で意識して体を動かすことの大切さを周知するとともに、ストレッチなど身近な場所で、短時間で取り組めるスポーツを普及していきます。
- 子育て世代のスポーツの機会充実のため、親子でできるスポーツや子供のスポーツとの同時開催など参加しやすい教室や体験会の開催に努めます。
- 乳幼児、妊婦や産後の母親の健康づくりのため、妊娠中にできる効果的なスポーツや親子でスキンシップを取りながら楽しめる取組などの情報発信に努めます。

### (4) スポーツを通じた女性の活躍促進

- 女性が気軽に楽しくスポーツに参加できるよう、スポーツとスポーツ以外の分野を掛け合わせたイベントなど、興味や関心につながる取組を検討します。
- 女性が安心してスポーツに参加できるよう、女性の身体的特徴を理解した指導者の育成や活動を支援していきます。

## (5) スポーツを実施する者の安全・安心の確保

- スポーツでのケガを防止するため、準備運動の大切さや個々の体力に応じた強さで行うことなど、スポーツを安全に実施する方法やスポーツ傷害に関する知見を周知していきます。
- 熱中症対策について、普及啓発を図るとともに、活動時間や場所などスポーツ実施環境の見直し、適切な対応ができる指導者の育成を行っていきます。
- スポーツハラスメント（暴力、暴言、性的など）の根絶のため、その意味や内容、防止方法など、指導者、選手、保護者などスポーツに関わる全ての人に対し、普及啓発に努めます。
- アスリートに対する誹謗中傷、写真や動画による性的ハラスメント被害を防止するため、スポーツに関わる全ての人が自らの問題として取り組む意識の浸透に努めます。

### 成果指標

指標項目	対 象	現状値 R4 (2022)	目標値 R10 (2028)
週1回以上の スポーツ実施率の向上	20~40歳代	32.3%※	46%
市民が、障害のある人たちのスポーツが 普及していると思う割合	一 般	8.9%※	11.1%

※ 令和5年度市民アンケート調査結果



瀬戸田サンセットビーチ  
ユニバーサルビーチプロジェクト

施策の基本的方向

(1) 地域でスポーツに親しむことができる環境の構築

- 身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができる機会を確保するため、指導者や教室などの情報発信や、スポーツ推進委員などの指導者派遣、用具の貸し出しなどを行います。
- 誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、学校や老人クラブ、町内会など地域の多様な主体との協働により、スポーツを推進していきます。
- 地域で自発的、主体的にスポーツに取り組んでいけるよう、総合型地域スポーツクラブ、地区体育協会など、スポーツ団体の活動や人材育成を支援します。
- 地域において総合的な推進役を担うスポーツ推進委員の人材確保や資質向上を図るため、各種研修などの充実を図ります。

(2) スポーツによる交流の促進

- 市民の主体的な健康づくりや地域住民同士の交流を促進するため、グラウンド・ゴルフやカローリング、ボッチャなど気軽に楽しめるスポーツのさらなる普及に努めます。
- 姉妹都市である今治市や松江市との相互理解と親睦を深め、両市との交流をさらに発展させていくため、スポーツによる交流事業を推進します。
- スポーツを「する」「みる」「ささえる」など様々な形で尾道を訪れる人との交流を促進するため、西日本学生トライアスロン選手権尾道因島大会やせとだレモンマラソンなどの開催を支援します。
- 本市には、毎年多くの外国人の観光客が訪れます。こうした機会を捉えて、スポーツによる国際交流を進めて行くため、サイクリングをはじめとした尾道らしさ溢れる魅力的なスポーツ大会やイベントを開催していきます。



せとだレモンマラソン

### (3) スポーツツーリズムの推進

- 交流人口の拡大や地域内消費の増加などによる地域経済の活性化を図るため、スポーツ大会の開催や体験活動の実施などにより、本市を訪れる機会の創出に努めます。
- 市内の充実したスポーツ施設の活用やこざかなくんスポーツパークびんご（県立びんご運動公園）とも連携して、学生スポーツなどの大会や合宿の開催・誘致を検討します。
- 本市の地域資源を活用し、サイクリング、マリンスポーツ、キャンプなどのアウトドアスポーツの普及・拡大に取り組んでいきます。

### (4) マリンスポーツ推進事業「尾道海属」の浸透

- 幅広い年代で一緒に楽しむことができるカヤック、SUP、ヨット、磯歩きなどの体験により、異世代交流を促進します。
- マリンスポーツによる地域活性化を図るため、サイクルツーリズムの取組を参考に、新たな経済効果の創出に努めます。
- マリンスポーツの取組を通して、ブルーカーボン・オフセット推進事業※と連携した里海の環境保全やゼロカーボンシティの実現など、海を守る取組を進めていきます。

#### 成果指標

指標項目	対 象	現状値 R4 (2022)	目標値 R10 (2028)
スポーツ大会、講習会、教室 などへの参加者数	-	30,415人	38,000人
市民満足度調査健康づくり体制の整備 (満足+やや満足) ※	-	44.3%※	49%

※ 令和3年度尾道市市民満足度調査



## スポーツ施設の充実 ～誰もが利用しやすい施設に向けて～

### 施策の基本的方向

#### (1) スポーツ施設の効果的・効率的な活用

- 利用の多い施設については、老朽化した施設の長寿命化を図るなど、利用促進につながるよう取り組みます。また、利用の少ない施設については、他施設と機能を集約するなど適切な維持管理に努めます。
- 誰もが安全・安心・快適にスポーツを楽しむことができるよう、既存施設の機能更新や充実に努めます。また、環境に配慮した施設となるよう照明のLED化を推進します。
- 熱中症への対策強化のため、空調設備や避暑施設、夜間照明施設の整備を検討していきます。
- 施設使用料の減免制度について、公平性と受益者負担の適正化の観点から見直しを検討していきます。

#### (2) 身近な場所でスポーツに親しむことができる環境の整備

- ボッチャをはじめ、多世代がともに楽しむことができるインクルーシブスポーツの普及のため、スポーツ用具や設備の充実に努めます。また、マリンスポーツやアーバンスポーツなど、多様なニーズに対応した環境整備に取り組みます。
- 安全で快適なスポーツ施設を目指し、トイレの洋式化などを計画的に実施します。また、施設の改修にあたってはユニバーサルデザイン※の採用など、誰もが「ともに」楽しむことができる視点に立った整備を検討していきます。
- スポーツを楽しむことができる身近な場所として、小・中学校の体育施設を学校運営に支障のない範囲で引き続き開放していきます。また、県立学校についても積極的に活用していきます。
- スポーツ施設の利用促進のため、市内のスポーツ施設やスポーツ教室開催状況などを広報のみちやSNSを活用し情報発信していきます。
- 施設内禁煙、指定場所での喫煙を徹底するなど、引き続き受動喫煙対策に努めます。

### (3) スポーツ施設におけるICTの活用

- 利用者の利便性向上のため、インターネット予約システムで利用手続きができる施設を拡大するとともに、キャッシュレス決済※や鍵管理システム※など、ICTを活用した施設利用手続きの簡略化を進めます。

### (4) 365日にぎわいができる公共スポーツ施設を目指した取組

- 365日にぎわいができる公共スポーツ施設を目指し、Park-PFI※などの活用を研究していきます。
- 効率的で利便性の高い公共スポーツ施設を目指し、指定管理者制度※の導入施設の拡大、休場日や利用時間の見直しなどを検討します。

### 成果指標

指標項目	対象	現状値 R4 (2022)	目標値 R10 (2028)
スポーツ・レクリエーション施設の整備に関する市民満足度 (満足+やや満足)	-	44.3%	48.7%
スポーツ関連施設の利用者数	-	1,580,575人	1,970,000人



令和5年(2023年)4月  
東尾道市民スポーツ広場、北面を人工芝化し東尾道多目的競技場としてリニューアルオープン。



令和2年（2020年） 生口市民スポーツ広場 体育館建設  
照明のLED化、タラフレックスの床を採用し、車椅子の利用やフットサルに対応。



令和4年（2022年）に因島運動公園多目的競技場、  
令和5年（2023年）に生口市民スポーツ広場芝生広場に自動芝刈機を導入。



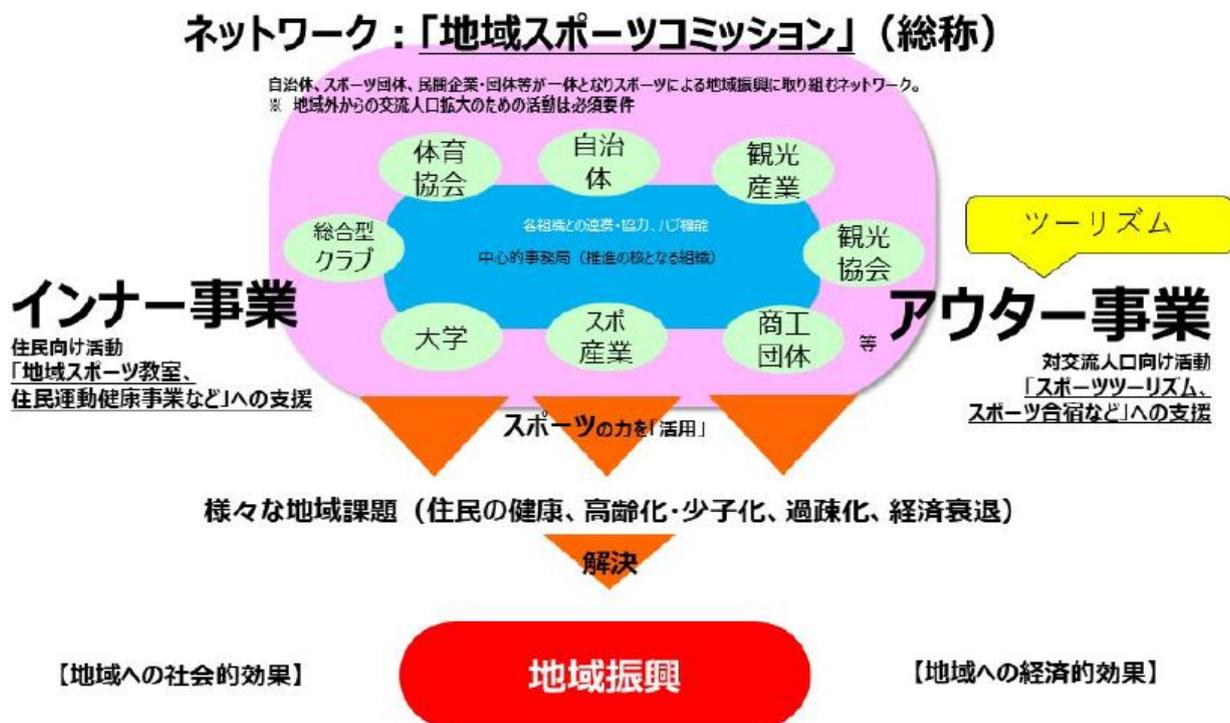
令和6年（2024年）3月  
向島運動公園 向島町B & G海洋センター体育館、非構造部材の耐震化に合わせてアリーナの照明をLED化。

## 第5章 計画の推進

# 1 計画の推進

## (1) 計画の着実な推進

- 計画を着実に推進するため、スポーツ主管課だけでなく、教育、子育て、福祉、産業、建設など関連する部署と連携しながら取り組みを進めます。また、体育協会やスポーツ推進委員協議会などの関係機関、スポーツ団体とも協力体制を構築して各種施策を推進していきます。
- スポーツ庁では、スポーツツーリズムの需要拡大に向けて、様々な戦略や施策を実施しており、その担い手となっているのが全国各地で組織されているスポーツコミッション※です。今後のスポーツによる地域振興や地域活性化を図っていくことや将来のあるべき姿を目指して、本市におけるスポーツコミッションなどの推進体制について、多角的に検討していきます。



資料：スポーツ庁

## (2) 計画の進行管理・評価・見直し

---

- 本計画で掲げた市民のスポーツ推進に関する各施策については、P D C Aサイクル※を実行し、点検や評価を行うことで計画の進捗状況を把握し、実効性を確保します。
- 本計画の進捗状況や数値目標の達成状況を、広報おのみちやホームページを活用して随時公表することで、市民や関係団体などの意見を施策へ反映できるよう努めます。



## 附属資料

# 1 審議会条例

## 尾道市スポーツ推進計画審議会条例

平成25年2月26日

条例第6号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、尾道市スポーツ推進計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、尾道市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、法第31条に規定するスポーツの推進計画に関する事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、12人以内の委員で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するときまでとする。委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期についても、同様とする。

2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは退任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(審議会への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 審議会委員名簿

尾道市スポーツ推進計画審議会委員名簿 ※50音順

	名前	所属・役職
	小野 進士	広島県立びんご運動公園指定管理者 総括責任者
	加納 彰	社会福祉法人 尾道市社会福祉協議会 会長
	川ノ上 千恵	尾道市保健推進員連絡協議会 会長
	神波 昌幸	尾道市スポーツ推進委員協議会 会長
	木村 順子	尾道子育て支援ネットワーク 会長
	坂本 大蔵	一般社団法人 しまなみジャパン 専務理事
	新宅 康生	尾道市 福祉保健部長
◎	比本 学志	一般社団法人 尾道市体育協会 会長
	藤井 淳一	尾道市医師会 理事（尾道市立市民病院）
○	藤岩 秀樹	尾道市立大学 経済情報学科 教授
	向井 昌行	尾道市中学校体育連盟 会長（因北中学校 校長）
	森下 美和	尾道市身体障害者福祉連合会 会長

◎会長 ○副会長

## 3 審議経過

会議名	開催日時
第1回尾道市スポーツ推進計画審議会	令和5年（2023年）7月31日
第2回尾道市スポーツ推進計画審議会	令和5年（2023年）9月28日
第3回尾道市スポーツ推進計画審議会	令和6年（2024年）1月11日
パブリックコメント実施	令和6年（2024年）1月26日～ 令和6年（2024年）2月21日
第4回尾道市スポーツ推進計画審議会	令和6年（2024年）3月7日

## 4 用語解説

用語		解説(意味)	掲載ページ
あ 行	アーバンスポーツ	BMX、スケートボード、パルクールなどといった都市型スポーツをいう。	9、10、55、60
	インクルーシブスポーツ	インクルーシブは、全てを包括すること、包み込むこと。インクルーシブスポーツは、年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず誰もが一緒に楽しめるスポーツのこと。	9、47、52、56、60
	インターネット予約システム	インターネットを利用してスポーツ施設の利用や教室など参加の申込を行うシステム。	32、61
か 行	鍵管理システム	インターネットを利用して施設の鍵を管理するしくみ。インターネットを利用して施設の鍵を直接開閉錠したり、鍵の収納されたBOXを管理するものなどがある。	61
	キャッシュレス決済	利用料金などの代金を現金を使用することなく納付する仕組み。	61
	健康おのみち21	健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」であり、健康づくりと食育を効果的に推進し、市民の健康の増進を図るための計画。	3、41
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を指す。	11、34、40、51、53
	健康日本21	健康増進法第7条に基づく国の健康増進計画であり、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための計画。	10
	ゴールデンエイジ	体の動かし方、動作、技術を短時間で覚えることができる一生涯で一度だけの年代、概ね幼児期から中学校までをいう。	54
	幸齢ウォーキング推進事業プラス10分てくてく運動	運動習慣のある生活スタイルを定着させる取組。1日にプラス10分のウォーキングや運動を推奨するもの。	28、34、41、51
	コト消費	「事」つまり「体験」にお金を使う消費行為のこと。特に非日常的な体験が伴う経済活動を指す。	9
か 行	指定管理者制度	地方公共団体が指定する法人その他の団体に地方公共団体に代わって公の施設の管理を代行させること。	41、61

	用語	解説(意味)	掲載ページ
さ 行	シルバーリハビリ 体操	体への負担が少なく、高齢でも楽しんで行え、年を重ねるごとに動かしにくくなる関節の動きを維持・拡大するとともに、普段使わない筋肉を伸ばすことで、立つ・座る・歩くなどの日常生活動作を楽にする効果がある介護予防体操。	28、34、41、 51
	頭脳スポーツ	世界中の人たちが、年齢や性別、障害を超えて楽しむことができる、頭でするスポーツのこと。例えば、百人一首などのかかるた競技、囲碁やオセロなどのボードゲーム競技、トランプなどのカードゲーム競技がある。	34、52
	スポーツコミッ ション	スポーツを通じた観光や交流人口の拡大、スポーツ大会・イベント・合宿などの誘致や開催支援を通じて、スポーツ振興と地域経済活性化を目指す官民一体型の組織をいう。	64
	スポーツ基本計画	スポーツ基本法の理念を具体化し、今後のわが国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体などの関係者が一体となって施策を推進していくための指針として位置づけられるもの。5年ごとに作成され、令和4年（2022年）度から第3期の計画期間が始まっている。	2、3、4、8、 46
	スポーツ基本法	昭和36年（1961年）に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの。平成23年（2011年）6月24日に、平成23年法律第78号として公布された。	3
	スポーツ推進委員	市町におけるスポーツを推進するため、事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他のスポーツに関する指導及び助言を行う（スポーツ基本法第32条第2項に規定）者のこと。	23、28、58、 64
	スポーツ庁	スポーツに関する施策を行う行政機関で、平成27年（2015年）10月に複数の省庁にまたがっていたスポーツ行政を一元化し、文部科学省の外局として新設された。	8、9、34、64

用語		解説(意味)	掲載ページ
さ 行	スポーツツーリズム	スポーツを「する」「みる」「ささえる」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行のほか、旅行者が全国どこでもスポーツに親しむことができるような環境の整備や提供も含まれる。	9、26、47、59、64
	ゼロカーボンシティ	2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体。	42、59
	総合型地域スポーツクラブ	子供から高齢者まで（多世代）、さまざまなスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブを指す。	28、58
な 行	ニュースポーツ	一般的には、誰もが、いつでも気軽に親しむことができるスポーツ種目である。20世紀後半以降に考案された種目や外国での歴史は古いが、日本ではあまり知られていない種目などのスポーツを指す。	26、28
は 行	ブルーカーボン・オフセット推進事業	ブルーカーボンは、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素を、海の生物（アマモなど）が光合成などを通じてため込んだ炭素のこと。このブルーカーボンをクレジット化して販売、その利益により里海の環境保全や普及啓発活動を行う事業。	59
	フレイル	加齢により心身が衰えた状態。	41、51
ま 行	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態を指す。	51
や 行	ユニバーサルデザイン	全ての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、できるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。	60
ら 行	ライフステージ	乳幼児期、青壮年期、高齢期などの人の生涯における各段階をいう。	6、11、34、41、46、51
	ロコモティブシンドローム	運動器症候群とも言い、骨、関節、筋肉などの運動器の障害のために、自立度が低下し、将来、介護が必要となる危険性が高い状態のこと。健康寿命の延伸を阻害する大きな要因となっている。	10、51

	用語	解説(意味)	掲載ページ
アルファベット	DMO	Destination management/marketing Organization の略。観光物件、自然、食、芸術・芸能など、当該地域にある観光資源に精通し、地域とともに観光地域づくりを行う法人。	15
	DX	Digital Transformation の略。デジタルと変革を意味するトランスフォーメーションによりつくられた造語。	46、52
	eスポーツ	「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。	9、52
	ICT	Information and Communications Technology の略。情報通信技術。	9、61
	Park-PFI	公募設置管理制度のこと。公園に施設を設置して運営する民間事業者を公募により選定する制度。管理者の財政負担を軽減しつつ公園の質や利便性を向上させることを目的にしている。	61
	PDCAサイクル	業務プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（action）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。	65
	SDGs	Sustainable Development Goals の略。持続可能な世界を実現するため、17のゴール、169のターゲットから構成されている国際目標。	42、44、45、46
	SNS	Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。	28、30、34、36、52、55、60
	Society 5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第54期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱。	42

用語		解説(意味)	掲載ページ
アルファベット	Sport in lifeプロジェクト	スポーツ庁が一人でも多くの方にスポーツを楽しんでいただき、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会を目指して実施している事業。	8

## 第2期尾道市スポーツ推進計画

---

発行年月：令和6年（2024年）3月

発行・編集：尾道市教育委員会 教育総務部 生涯学習課

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号

電話：(0848) 20-7499 FAX：(0848) 37-0233

Email: [sposhin@city.onomichi.hiroshima.jp](mailto:sposhin@city.onomichi.hiroshima.jp)



**SPORTS**



**ONOMICHI**

スポーツ無限大おのみち

